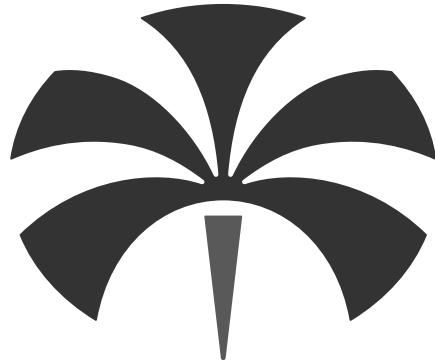


2023 年度入学生用
(令和 5 年度)

獣医学研究科要覧

教育目的・履修要項など



大阪公立大学大学院 獣医学研究科

目次

I. 獣医学研究科の教育目的・教育目標 ----- 1

II. 履修要項

1. 専攻の名称、入学定員、修了時の学位 -----	2
2. 学年・学期・授業期間等 -----	2
3. 授業時間 -----	2
4. 授業科目の種類 -----	3
5. 授業科目の単位、単位制 -----	3
6. 履修課程と履修上の注意 -----	3
7. 科目ナンバリングのルール -----	5
8. 履修登録等 -----	6
9. 成績評価・試験 -----	7
10. 成績評語と GPA 制度 -----	7
11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く） -----	8
12. 長期履修制度の利用について -----	9
13. 定期試験受験心得 -----	9
14. 成績評価についての異議申立 -----	10
15. 休講・欠席について -----	10
16. 他の大学院との単位互換制度 -----	12
17. 前期終了時の修了 -----	12
18. 年限短縮等 -----	12
19. 学籍について -----	13
20. 修学上の配慮・支援について -----	13
21. 各分野 教育目的・教育目標 -----	14
22. 研究指導教員の決定と研究指導の方法 -----	15
23. 修了要件 -----	17
24. 学位論文と学位 -----	17
25. 大学院共通教育科目履修課程表 -----	21
26. 専門科目履修課程表 -----	22
III. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に 係る行動規範 -----	25

I . 獣医学研究科の教育目的・教育目標

■教育目的

獣医学研究科獣医学専攻は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。21世紀に入り獣医学に対する社会の期待は益々増大して来ている。例えば、少子高齢化社会における愛玩動物の重要性、技術革新に伴う産業界における動物科学を基盤とした研究者の需要や人獣共通感染症対策や食の安全に対する貢献などがある。このような背景から、本研究科では、動物医療を中心とし、動物生命科学から食の安全や人獣共通感染症等、いわゆる公衆衛生分野まで包含する学際的な研究・教育を行い、社会的要請が増加している動物バイオメディカル関連、食の安全及び人獣共通感染症を含めた獣医公衆衛生及び動物衛生、病態動物の診断・治療・予防などの分野において、幅広い視野と深い洞察力、及び高い倫理観を持ち、独創的指導能力を発揮できる国際的な専門家を育成することを目指す。特に、動物構造機能学分野では産業界やアカデミアで求められる高度研究者を、獣医環境科学分野では人獣共通感染症、家畜衛生や食の安全の分野で活躍できる高度研究者あるいは高度専門的職業人としての能力を持つ人材を、獣医臨床科学分野では、愛玩動物に対するエビデンスに基づく獣医療に精通した高度専門的職業人を養成することを目指している。

■教育目標

1. 動物医療に加え、動物バイオや感染症対策を含めた公衆衛生領域にかかる科学技術を修得し、生命科学に関する問題に柔軟に対応できる研究者としての能力に加え、獣医学を基盤にしたより高度な知識と技術を有する指導者としての能力を培う。
2. 自然科学領域における幅広い視野と高い倫理観を備え、独創的で問題解決能力に優れた研究者・技術者としての能力を培う。
3. コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を身に付け、国際的に活躍できる能力を培う。

II. 履修要項

1. 専攻の名称、入学定員、修了時の学位

獣医学研究科博士課程の専攻名称、入学定員及び修了時の学位は以下のとおりです。

専攻	入学定員	学位
獣医学専攻	13	博士（獣医学） (Doctor of Philosophy (Veterinary Science))

2. 学年・学期・授業期間等

学 年：4月1日～翌年3月31日

学 期：前期：4月1日～9月23日

後期：9月24日～翌年3月31日

休業日：

- ① 日曜日および土曜日（授業調整日を除く）
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（祝日授業日を除く）
- ③ 春季休業3月20日から4月7日まで
- ④ 夏季休業8月10日から9月23日まで
- ⑤ 冬季休業12月24日から1月7日まで
- ⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度当初に定められる「学事日程」によります。学事日程は、毎年度、本学Webサイトなどで確認してください。

ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験が行われることがあります。

3. 授業時間

時限	時間
1 時限	9:00-10:30
2 時限	10:45-12:15
3 時限	13:15-14:45
4 時限	15:00-16:30
5 時限	16:45-18:15

4. 授業科目の種類

全研究科を対象とする「大学院共通教育科目」があります。

大学院共通教育科目では、全ての大学院生に対して、研究に関する倫理的基盤を培うことを目的に「研究公正 B」が開設されています。それら科目は各研究科・専攻の教育方針に基づき原則として必修科目です。その他にも、社会や科学技術の変化の本質を見抜く洞察力、社会的課題に積極的にコミットする姿勢の涵養を目指す科目が開設されています。

また、本研究科では「専門科目」を開設します。科目の設定単位数については、大学院設置基準に示されている時間の範囲内で定めます。また、講義、演習、実験、実習のうち 2 つ以上の方の併用により行う場合については、その組み合わせと割合に応じて、先に設定した時間に基づき単位数を定めます。

○科目区分および開設部局

科目区分	開設部局
大学院共通教育科目	国際基幹教育機構
専門科目	獣医学研究科

5. 授業科目の単位、単位制

授業科目の単位においては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して決定します。本研究科において開講する科目は次に掲げる基準により単位数を計算します。

※大学において 1 単位の修得には「45 時間」の学修が必要であり、その際の「1 時間」は実際の 45 分に相当します。すなわち、「2 時間」は 90 分授業（1 時限）に相当します。

授業の方法	授業時間	単位数
講義	毎週 1 時間 15 週	1 単位
演習	毎週 2 時間 15 週	1 単位
実験・実習	毎週 3 時間 15 週	1 単位

なお、獣医学研究科の授業科目は基本的に時間割外を設定しておりますので、この方法によらない授業となる場合があります。

6. 履修課程と履修上の注意

（1）大学院共通教育科目

全研究科の学生が履修可能な科目として、大学院共通教育科目が開講されています。大学院共通教育科目は、複雑且つ多様な課題が日々新たに出現する現代社会に対応できる能力の修得を目的としています。科目名や単位数、必修・選択・自由の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」および本冊子に記載

されています。

（2）専門科目

本研究科において開設される専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択・自由等の区分は、履修課程表を参照してください。

（3）研究指導科目

専門科目の中には、修了要件に必要な研究の指導を受けるための研究指導科目があります。内容は指導教員によって異なります。

（4）必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、各研究科・専攻の定める要件を満たして履修する必要があります。

- ・ 「必修科目」…当該専攻等の教育目的を達成するため、修了要件として修得を必要としている科目。
- ・ 「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を修了要件に算入する科目。(選択必修科目を含む。)
- ・ 「自由科目」…履修できるが修了要件に算入しない科目。

（5）遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム(Moodle)等によりオンラインで行うことがあります。

（6）集中講義について

週1回の授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することができます。集中講義の開講日については本学学生ポータル(UNIPA)により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず履修登録してください。

（7）履修に関する相談について

①オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が授業担当教員を訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。(オフィスアワーは、シラバスを参照してください。)

②相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明(「国際基幹教育機構開設科目要覧(大学

院生用)」やシラバス)を参考にし、履修課程表を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、各研究科教務担当または指導教員等に相談してください。

(8) 他の研究科等の授業科目の履修

他の研究科や、学士課程または博士前期課程・修士課程で開講されている授業科目を履修することができる場合があります。ただし、獣医学研究科の修了要件に含めることはできませんので注意してください。また、履修できる科目については大阪公立大学Webサイトに掲載されている「他研究科生が履修可能な科目一覧」を確認したうえで、履修登録を希望する場合は、履修登録期間中に各研究科教務担当まで申し出てください。

(9) 科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

- ・ 「○○論 1、2~」

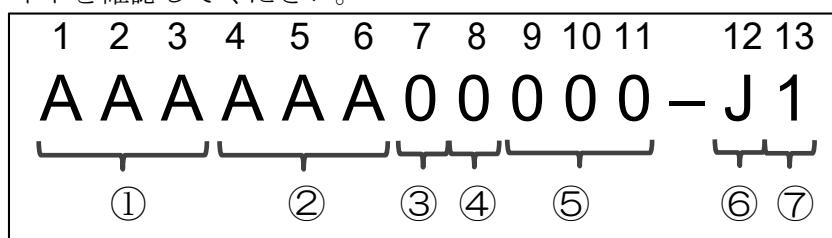
科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも 1 の履修が 2 の履修の前提条件になっているとは限りません。

- ・ 「○○論 A、B~」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

7. 科目ナンバリングのルール

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた 13 桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。詳細は本学 Web サイトを確認してください。



8. 履修登録等

(1) 履修登録

① 学生ポータル (UNIPA) による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期はじめの定める期日まで（4月上旬・9月中旬）に学生ポータル (UNIPA) より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

② 登録上の諸注意

- ・ 履修課程表にある標準履修年次などによく注意して登録してください。試験で不合格となった科目の再履修は原則として次年度以降となります。一部の前期開講科目については、同一年度の後期に再履修できる場合があります。
- ・ 同一曜日时限に、2科目以上を重複して履修登録することはできません。
- ・ 既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。
- ・ 修了予定者が集中講義・単位互換科目等を履修する場合、開講日により卒業・進級判定の際の単位に含むことができない場合があるので、履修登録時に教務担当窓口に相談してください。

③ 履修登録の確認

履修登録の締め切り後の履修登録確認日・抽選結果発表日に、学生ポータル(UNIPA)の「抽選希望登録対象一覧」画面および「学生時間割表」画面上にて抽選科目の抽選結果および履修登録内容の確認が可能になります。履修登録確認日・抽選結果発表日に登録内容を点検し、希望どおり正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録確認・修正期間内に修正してください。

④ 履修中止について

履修登録の締め切り以降は、原則として変更はできません。ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

- ・ 実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合
- ・ 授業についていけるだけの知識不足が発覚した場合

※履修登録や履修中止における手続きの時期や方法など、詳しくは「履修登録の手引(大學生用)」を参照してください。

(2) シラバス

シラバスには、各研究科のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学修計画を立ててください。

9. 成績評価・試験

(1) 成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで授業科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「10. 成績評語と GPA 制度」で記載します。成績は学生ポータル（UNIPA）で確認することができます。（定められた期間を除く）。

(2) 定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を行わず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。

試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後（試験期間）に実施します。

試験の時間割は学生ポータル（UNIPA）を確認してください。

(3) 追試験・再試験

試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、追試験を行うことがあります。

- ① 学生が病気または負傷した場合
- ② 学生の親族が死亡した場合（2親等以内の親族または同居の親族に限る。）
- ③ 公共交通機関の遅延による場合
- ④ 学生が国家試験等を受験する場合
- ⑤ 学生が裁判員裁判へ参加する場合
- ⑥ その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に欠席理由を証明する書類を添えて各科目の開設部局に願い出る必要があります。追試験の実施有無や受験方法等については科目の開設部局に問い合わせてください。

また、定期試験で不合格になった科目の再試験は一切実施しません。

10. 成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、下表の基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。履修登録した各科目の成績に GP(Grade Point) を割り当てて、その平均を取ったものを GPA (Grade Point Average) といいます。学修の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、修了するために必要な単位をただ修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としています。

GPA は学期ごとに、次の数式により算出されます。

$$GPA = \frac{\text{(当該学期で得た科目的 GP 値} \times \text{その科目的単位数)} \text{ の合計}}{\text{*当該学期に履修登録した総単位数}}$$

*GPA 対象科目のみ

評語	基準	100 点方式による素点等	GP
AA	授業目標を大きく上回って達成できている	100 点以下 90 点以上	4
A	授業目標を上回って達成できている	90 点未満 80 点以上	3
B	授業目標を達成できている	80 点未満 70 点以上	2
C	最低限の授業目標を達成できている	70 点未満 60 点以上	1
F	最低限の授業目標を達成できていない	60 点未満または成績評価基準にもとづく評価をしない科目で不合格となった科目	0
T (取消)		試験等での不正行為	0
N (認定)		単位認定された科目	対象外
P (合格)		成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目	対象外

GPA の対象となる科目は、原則として、履修登録した全ての科目です。ただし、修了の所要単位に算入されない科目（自由科目等）、上表の「単位認定された科目」、「成績評価基準にもとづく評価をしない科目」で合格となった科目は GPA から除かれます。また、成績証明書には、発行した時点での通算 GPA が記載されます。

通算 GPA は、次の数式により算出されます。

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{(各学期で得た科目的 GP 値} \times \text{その単位数)} \text{ の合計}}{\text{*各学期で履修登録した単位数の合計}}$$

*GPA 対象科目のみ

1.1. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）

本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において科目を履修し、修得した単位については、研究科の履修課程に照らして有益と認められる場合に限り、合計 15 単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定されることがあります。該当者は、入学前までに各研究科教務担当へ申し出てください。

なお、他大学との単位互換制度により修得した単位数と合わせて 20 単位を超えるこ

とはできません。

12. 長期履修制度の利用について

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができる制度です。

長期履修を出願することができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 職業を有し、就業している者
- ② 育児、介護等の事情を有する者
- ③ その他、相当の理由があると当該課程の研究科長が認める者

事情が解消した場合には短縮を申し出ることもできます。

長期履修制度の詳細については、獣医学研究科教務担当に確認してください。

13. 定期試験受験心得

- (1) 試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- (2) あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- (3) 受験に際しては、必ず学生証を持参し、着席した机上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に所属研究科教務担当窓口で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。
- (4) 試験を開始して30分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 試験を開始して30分を経過しなければ退出は許可されません。
- (6) 机上には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。
- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。
- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。

- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
- ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為
- (14) 試験（遠隔試験、レポート試験も含む）で不正行為を行った学生に対しては、原則としてその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。
- (15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になる事もあります。
- (16) いかなる試験においても自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

14. 成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができます。

- (1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるもの

異議申立を行う場合は、学生ポータル（UNIPA）に掲載する申立期間内に、各科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので、注意してください。

15. 休講・欠席について

(1) 気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について

- ① 気象条件の悪化による授業の休講について

大阪市、堺市、羽曳野市、泉佐野市のいずれかまたはこれらの市を含む地域に暴風警報、または特別警報が発令されているときは原則として全ての授業を休講とします（定期試験を含む）。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部または一部の授業を行います。

授業中または試験中に、暴風警報または特別警報が発令された場合は、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から授業は休講とします。

また、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがあります。（実習施設の所在地を含む地域に暴風警報または特別警報が発令されたときは実習を行いません。）

なお、気象条件の悪化による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

注意事項：上記にかかわらず、暴風警報、特別警報が発令されたときや居住地域に避難勧告が発令されたときは、自らの身の安全を最優先に行動してください。

② 交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関のいずれかが運休（事故等による一時的な運行停止を除く）を行った場合の授業は原則として休講とします（定期試験を含みます）。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部または一部の授業を行います。

なお、交通機関の運休による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

● りんくうキャンパス

- ・ JR 阪和線全線および南海本線全線が同時
- ・ JR 大阪環状線全線およびOsaka Metro 全線が同時

③ 遠隔授業（同時双方向型に限る）において授業支援システム（Moodle）が停止した場合の休講について

授業支援システムが停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします（授業担当教員から履修者へ個別の連絡がある場合は除きます）。ただし、別表のとおり授業支援システムの復旧の時刻により、全部または一部の授業を行います。また、遠隔授業（オンデマンド型）については休講の措置を行いません。

（別表）

● りんくうキャンパス

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前 7 時以前	-	全授業
午前 11 時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前 11 時を過ぎても解除されない場合	全授業	-

④ その他注意事項

対面授業をオンライン中継する授業の取り扱いについては、対面授業を行っているキャンパスの授業が休講される場合にも同様に休講とします。また、上記に挙げる理由以外にも、自然災害が発生した際は休講にする場合があります。

なお、午前 9 時以降における授業の実施については、上記の取り扱いを原則としつつ、状況に応じて例外の判断をする場合があります。その際には、学生ポータル（UNIPA）により周知します。

（2）授業欠席時の取り扱いについて

授業を欠席する場合、欠席理由（病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等）の如何を問わず原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の裁量によります。「欠席届」は、学生ポータル（UNIPA）>学生Navi>「授業・履修」からダウンロードできます。

また、「9. 成績評価・試験」の「(3) 追試験・再試験」に示す理由によって定期試験を欠席する場合は追試験を行うことがありますので、各科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）に相談してください。

なお、以下の場合は特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合、出席停止となり、速やかに大学に報告が必要となります。Moodleの「学校感染症罹患時報告」を確認し、報告してください。
- 裁判員制度により裁判員（候補者）に選出され、裁判所に出頭するために授業を欠席しなければならない場合、「欠席届」に加えて、裁判所からの呼出状（写）等を授業担当教員に提出することで、成績評価等についての配慮の対象となります。配慮の内容については、授業担当教員の裁量によります。

16. 他の大学院との単位互換制度

教育上有益であると認められたときには、他の大学院等における授業科目の履修、研究指導の一部を受けることおよび外国の大学院への留学を認められることがあります。

その際に、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議等に基づき、本研究科会議の承認を得て、当該大学院の科目を履修し単位を修得した場合は、10 単位まで修了に必要な単位として認められることがあります。

17. 前期終了時の修了

博士課程において在学期間が4年以上で、修了必要単位を修得した者は3月末だけでなく、前期終了時にも学位の授与を申請することができます。

学位を申請する者は、所定の期日までに学位授与申請書と学位論文等を提出する必要があります。詳細については、本要項「24. 学位論文と学位」を参照してください。

18. 年限短縮等

博士課程において、優れた研究業績をあげた者は本研究科が認めた場合に限り在学期間が短縮されることがあります。詳細については、24. 学位論文と学位（1）学位の授与を参照してください。

19. 学籍について

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き 2 ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。

なお、「休学願」の提出は休学を開始する日の前日（前期からの休学の場合は 3 月 31 日、後期からの休学の場合は 9 月 23 日）までに行わなければなりません。

また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きを行う必要があります。休学期間は、通算して 2 年を超えることができません。休学期間は在学年数に算入しません。

また、学年進行の時期は 4 月で、9 月（10 月）入学生は 9 月となります。

(2) 復学

休学期間にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

(3) 留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する日の前日までに「留学願」を提出しなければなりません。

(4) 退学

退学を希望する場合は、前期をもって退学する場合は前期末までに、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

(5) 除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合で「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。

(6) 再入学

退学または除籍された者が、再入学を願い出た場合は、教授会の選考を経て許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から 2 年以内に限ります。

20. 修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは各研究科アクセシビリティ支援委員に申し出てください。

2.1. 各分野 教育目的・教育目標

獣医学研究科では、獣医学専攻の中に、動物構造機能学分野、獣医環境科学分野および獣医臨床科学分野の3つの分野を設けております。教育課程では、各分野をコースとして開設し、コース制をとっております。すなわち、動物構造機能学コース、獣医環境科学コース、獣医臨床科学コースを開設しております。

動物構造機能学分野

■教育目的

動物構造機能学に関する学識、見識、技術を備え、かつ応用動物科学領域で専門別に細分化された知識・技術を統合し、社会的要請が増加している動物バイオメディカル関連分野において、独創的指導能力を発揮できる国際的な専門家すなわち、動物科学、生命科学の高度研究者を育成する。

■教育目標

1. 社会的要請が増加している動物バイオメディカル関連分野に貢献できる能力を培う。
2. 自然科学領域における幅広い視野と高い倫理観を備え、独創的で問題解決能力に優れた研究者・技術者としての能力を培う。
3. コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を身に付け、国際的に活躍できる能力を培う。

獣医環境科学分野

■教育目的

獣医環境科学に関する学識、見識、技術を備え、かつ応用動物科学領域で専門別に細分化された知識・技術を統合し、食品・医薬品の安全性確保を含めた公衆衛生分野において、独創的指導能力を発揮できる国際的な専門家すなわち、人獣共通感染症と食の安全の高度研究者や専門家を育成する。

■教育目標

1. 生命環境の健全性、食用動物や伴侶動物とヒトにおける健康の維持・向上に貢献できる能力を培う。
2. 自然科学領域における幅広い視野と高い倫理観を備え、独創的で問題解決能力に優れた研究者・技術者としての能力を培う。
3. コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を身に付け、国際的に活躍できる能力を培う。

獣医臨床科学分野

■教育目的

獣医臨床科学に関する学識、見識、技術を備え、かつ応用動物科学領域で専門別に細分化された知識・技術を統合し、病態動物などの診断、治療および予防において、独創的指導能力を発揮できる国際的な専門家すなわち、高度獣医療の専門家を育成する。

■教育目標

1. 動物の疾病の診断、治療および予防、さらに環境の変化により引き起こされる動物の疾病や生産障害の発生予防に貢献できる能力を培う。
2. 自然科学領域における幅広い視野と高い倫理観を備え、独創的で問題解決能力に優れた研究者・技術者としての能力を培う。
3. コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を身に付け、国際的に活躍できる能力を培う。

2.2. 研究指導教員の決定と研究指導の方法

(1) 研究指導教員の役割

- 1) 研究指導教員は、学生の希望する研究課題、研究指導教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行う。
- 2) 研究指導教員は、研究指導とともに、授業科目の履修相談及び学位論文に関する指導を行う。
- 3) 研究指導教員は、学生ごとに定める。主指導教員は1名、副指導教員は1名以上とする。

(2) 研究指導教員の決定プロセス

- 1) 学生は、事前に希望する教員への研究室訪問や面談等を経た上で、大学院入試の出願時に、指導を希望する教員を申し出る。
- 2) 入試時の面談及び学生が作成した研究計画書をもとに、研究科教授会において研究指導教員を決定する。
- 3) 原則、入学までに主指導教員を決定する。
- 4) 獣医学特別演習1（1年次5月、ただし時期は目安とする）を経て、副指導教員を決定する。副指導教員は、本研究科または他大学や他研究科に所属する教員、あるいはそれと同等の能力を有する研究者とする。

(3) 研究指導の方法

本研究科における研究指導計画は、以下の1)～7)のとおりである。研究指導教員は学生の研究指導を行うにあたり、この研究指導計画を明示し、毎年度の初めに、学生の1年間の研究計画についての打合せを学生と十分に行った上で、以下に沿って、研

究指導を行うものとする。学生の研究指導計画の詳細は、学生の研究計画を確認した上で作成し、明示する。

1) 研究計画の立案（1年次4月～6月、ただし時期は目安とする）

- ① 学生は、研究課題に関して先行研究の整理、仮説の設定等を行い、研究指導教員とともに研究計画を立案する。
- ② 研究指導教員は、学生が研究計画を立案するに当たって、適切な指導及び助言を行う。
- ③ 主指導教員は、学生が記入し提出した研究指導計画書の研究計画に基づき課程修了までの研究指導計画を1年ごとに記載し、学生と副指導教員に明示する。
- ④ 学生と研究指導教員は、協議のうえ研究指導計画書を作成し、研究科長へ提出する。

2) 研究の遂行

- ① 学生は、研究計画に従って研究を遂行する。1年次には、主に研究方法の確立、予備実験、調査などを行い、研究課題に取り組む。2年次以降には、1年次に引き続き研究課題に取り組み、データの収集・解析等を行い、研究結果をまとめる。
- ② 研究指導教員は、研究の進行を確認しつつ、実験・調査等の手技の指導やデータの解析の指導を行い、研究結果をまとめさせる。
- ③ 主指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、毎年度の初め、研究指導計画を学生と副指導教員に明示する。

3) 研究経過の中間報告（3年次前期の適当な時期）

学生は獣医学特別演習2で研究経過の中間報告を行う。

4) 論文投稿および学会発表（随時）

- ① 学生は、研究成果について国際学術誌への論文投稿や学会での発表を行う。
- ② 研究指導教員は、投稿論文のまとめ方、学会発表の方法等について指導する。

5) 博士論文の作成（4年次10月以降）

- ① 学生は、これまでの研究成果をもとに博士論文の作成を開始し、研究指導教員のもとで博士論文をまとめる。
- ② 研究指導教員は、博士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導する。

6) 博士論文の提出・発表（4年次12月中旬～2月）

学生は9月から11月に開催される博士論文の審査（獣医学特別演習3）に合格した後、指定された期日までに博士論文を提出し、主査1名、副査2名以上を決定し、公開の発表会で論文の内容を発表し、最終試験を受ける。

7) 研究指導報告書の提出（4年次2月）

研究指導教員は、研究指導報告書を作成し、研究科長に提出する。

ただし、秋入学の学生に対しても、春入学の学生に準じた日程で研究指導を行うものとする。

2 3. 修了要件

大学院共通教育科目「研究公正 B」1 単位、専門科目の必修科目 22 単位、選択科目 8 単位以上を含む合計 31 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格すること。

選択科目については、以下のとおり 8 単位以上修得すること。

- ・所属する分野のコース科目から 4 単位以上。
- ・獣医学研究科共通科目の選択科目から 2 単位以上。
- ・他のコースの選択科目から 2 単位までを修了要件に含めることができる。
- ・大学院共通教育科目のうち、「イノベーション創出型研究者養成 2A」～「イノベーション創出型研究者養成 2H」については、8 科目のうち 2 科目 2 単位までを修了要件に含めることができる。

2 4. 学位論文と学位

(1) 学位の授与

学位は、獣医学研究科獣医学専攻に在学して、所定の単位を修得し論文の審査及び最終試験に合格した者に授与します。

学位の種類は、大阪公立大学学位規程に基づき、博士（獣医学）とします。

(1)-1. 在学期間

- ① 獣医学研究科の標準修業年限である 4 年以上在学すること。ただし、在学年限は 8 年となっており、それを超えることができません。なお、優れた研究業績を上げた者と本研究科会議が特に認めた場合に限り、この課程に 3 年以上在学すれば足りるものとします。
- ② 休学期間は、在学期間に算入しません。
- ③ 職業を有していたり、育児・介護などの特段の事情で標準修業年限 4 年での教育課程の履修が困難な場合は、「長期履修制度」により、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することで学位を取得できます。詳細については、獣医学研究科教務担当に問い合わせてください。

(1)-2. 修了に必要な単位

修了に必要な単位については、本要項「2 3. 修了要件」を参照してください。

(1)-3. 学位論文

上記の(1)-1. および 2. の要件に該当する場合に学位論文を提出し、審査を受けることができます。

(1)-4. 申請期限

3月および9月に修了を希望する者にあっては、それぞれ1月10日および7月10日（その日が土・日・祝日にあたるときは、前日または前週の金曜日）とします。それ以外については、獣医学研究科教務担当に問い合わせてください。

(1)-5. 最終試験等

博士論文を提出した者につき、学位論文を中心に最終試験を行います。

学位審査基準については、学位授与申請資格・学位審査基準によります。

(2) 学位論文申請手続

申請者はあらかじめ研究指導教員から申請を行うことについて承認を得たのち申請してください。

【申請手続】

(2)-1. 申請書類

- | | | |
|--------|-------------------|-----|
| (i) | 学位授与申請書（様式第1号その1） | 1部 |
| (ii) | 学位論文冊子体 | 2部 |
| (iii) | 学位論文の電子ファイル | 1部 |
| (iv) | 論文要旨 | 30部 |
| (v) | 論文目録（様式第2号） | 1部 |
| (vi) | 履歴書（様式第3号） | 1部 |
| (vii) | 申請者紹介（様式第4号） | 1部 |
| (viii) | 承諾書（様式第5号） | |

その他必要書類については、獣医学研究科Webサイトに記載の「学位論文審査実施要領」を参照してください。

(2)-2. 提出先

りんくうキャンパス事務所（学生・教務担当）

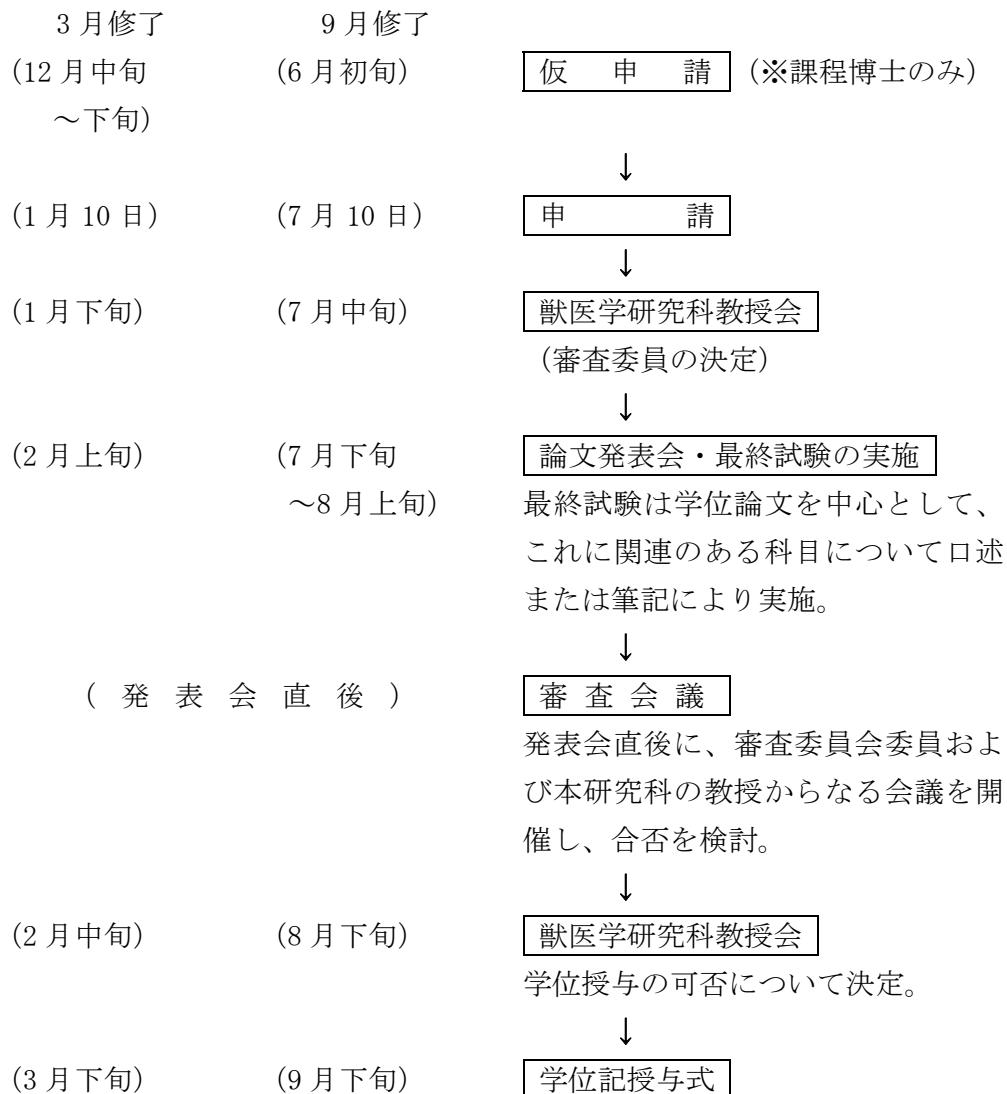
(2)-3. 提出期限

3月修了 1月10日（その日が土・日・祝日にあたるときは前日または前週の金曜日）

9月修了 7月10日（その日が土・日曜日にあたるときは前日または前週の金曜日）

それ以外 獣医学研究科教務担当に問い合わせてください。

(2)-4. 審査の流れ



*具体的な日程および3月・9月修了以外の日程は獣医学研究科教務担当に問い合わせてください。

(3) 学位授与申請資格・学位審査基準

(3)-1. 学位授与申請資格

学位申請する博士論文の主要な内容が、インパクトファクター（IF）値を有する学術雑誌に、申請者を筆頭著者として1報以上掲載（受理を含む）されていること。

次の両方の基準を満たす場合は、大学院学則第33条のただし書きにある「優れた研究業績を上げた者」として、期間短縮の申請を可能とする。

- 1) 国内学会で2回以上および国際学会で1回以上の発表経験を有する場合。
- 2) 申請者を筆頭著者とする投稿論文が2報以上あり、それらの雑誌のIF値の合計が5以上である場合。

(3)-2. 学位論文審査手続き

1) 審査手続き

学位論文の審査は、審査委員会による第1次審査（個別審査）と第2次審査（論文発表会と研究科教授会における審査）および最終試験を経て、研究科教授会での投票により行う。

2) 第1次審査

審査委員による論文の精査の後、申請者との面接等により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。第1次審査で申請論文が可と評価された場合、第2次審査を行うものとする。

3) 第2次審査

研究科教授会の構成員全員にあらかじめ博士論文を回覧後、論文発表会を開き、研究科教授会で可否を判断する。

(3)-3. 学位論文審査の審査項目と評定基準

1) 審査項目

第1次審査では項目①～④、第2次審査では項目①～⑤で審査する。

- ① 学術的な重要性・妥当性
- ② 研究計画・研究方法の妥当性
- ③ 研究の独創性・革新性
- ④ 博士論文の構成・体裁
- ⑤ プレゼンテーションの能力

2) 評定基準

① 第1次審査

審査委員全員がすべての審査項目が基準に達すると評価した場合を可とする。

② 第2次審査

研究科教授会の構成委員が可否を判断する。研究科教授会で出席者の3分の2以上の可と評価した場合を合とする。

25. 大学院共通教育科目 履修課程表

各コース共通

科目区分	科 目 名	単 位	配当年次	備 考
大学院共通教育科目	研究公正B	1	必修科目	1年前・後
	科学 英語	2	自由科目	1年前期
	Academic Writing	2	自由科目	1年前期
	Academic Presentation	2	自由科目	1年前期
	イノベーション創出型研究者養成1	2	自由科目	1年通年 集中
	イノベーション創出型研究者養成2A	1	選択科目	1年通年 集中(注3参照)
	イノベーション創出型研究者養成2B	1	選択科目	1年通年 集中(注3参照)
	イノベーション創出型研究者養成2C	1	選択科目	1年通年 集中(注3参照)
	イノベーション創出型研究者養成2D	1	選択科目	1年通年 集中(注3参照)
	イノベーション創出型研究者養成2E	1	選択科目	1年通年 集中(注3参照)
	イノベーション創出型研究者養成2F	1	選択科目	1年通年 集中(注3参照)
	イノベーション創出型研究者養成2G	1	選択科目	1年通年 集中(注3参照)
	イノベーション創出型研究者養成2H	1	選択科目	1年通年 集中(注3参照)
	イノベーション創出型研究者養成3	2	自由科目	1年通年 集中
	イノベーション創出型研究者養成4	2	自由科目	1年通年 集中
	医療の品質管理B	2	自由科目	1年通年 集中
	大学教育実践演習	1	自由科目	1年前期 集中

注1 科目名、配当期・配当年次は、変更されることがあるため、最新の時間割等を確認してください。

注2 備考の”集中”は集中講義を表します。

注3 選択科目のイノベーション創出型研究者養成2A～2Hについては、8科目のうち2科目2単位までを修了要件に含めることができます。

注4 自由科目は修了要件の単位には含まれません。

26. 専門科目 履修課程表

動物構造機能学コース

専門科目 (りんくうキャンパスで開講)	科 目	単位数	配当年次及び1週の時間数								備 考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
獸医学研究科共通科目（必修科目）	○ 獣医学演習	1			1	1						
	○ 獣医学ミニレビュー	2				2						
	○ 獣医学特別演習1	1	*									
	○ 獣医学特別研究1	8	*	*	*	*						
	○ 獣医学特別演習2	1					*					
	○ 獣医学特別研究2	6					*	*	*	*		
	○ 獣医学特別演習3	1							*	*		
	○ アカデミックイングリッシュアドバンス	1	1									
獸医学研究科共通科目（選択科目）	アカデミックイングリッシュ基礎	1	1									
	自然科学特論	1	1									
	統計学	1	1									
	動物構造機能学特別講義A	1	*								隔年(2022,2024年度開講)、集中	
	動物構造機能学特別講義B	1	*								隔年(2023,2025年度開講)、集中	
	獣医環境科学特別講義A	1	*								隔年(2022,2024年度開講)、集中	
	獣医環境科学特別講義B	1	*								隔年(2023,2025年度開講)、集中	
	獣医臨床科学特別講義A	1	*								隔年(2022,2024年度開講)、集中	
動物構造機能学コース科目	獣医臨床科学特別講義B	1	*								隔年(2023,2025年度開講)、集中	
	実験動物学特論	1	1									
	分子病理解剖学特論	1		1								
	ニューロサイエンス特論	1			1							
	病態機能学特論	1			1							
	機能形態学特論	1				1						
	分子細胞生物学特論	1				1						

注1 科目名、配当期・配当年次は、変更されることがあるため、最新の時間割等を確認してください。

注2 配当年次及び1週の時間数の*印は開講期を表します。

注3 科目の○印は専門科目における必修科目を表します。それ以外は選択科目を表します。

注4 備考の”集中”は集中講義を表します。

注5 所属する分野のコース科目を4単位以上修得する必要があります。

注6 獣医学研究科共通科目の選択科目から2単位以上修得する必要があります。

注7 他のコースの選択科目から2単位までを修了要件に含めることができます。

獣医環境科学コース

科 目	単位数	配当年次及び1週の時間数								備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
獣医学研究科共通科目（必修科目）	○ 獣 医 科 学 演 習	1		1	1						
	○ 獣 医 科 学 ミ ニ レ ビ ュ ー	2			2						
	○ 獣 医 科 学 特 別 演 習 1	1	*								
	○ 獣 医 科 学 特 別 研 究 1	8	*	*	*	*					
	○ 獣 医 科 学 特 別 演 習 2	1			*						
	○ 獣 医 科 学 特 別 研 究 2	6			*	*	*	*	*		
	○ 獣 医 科 学 特 別 演 習 3	1					*	*			
	○ アカデミックイングリッシュアドバンス	1	1								
	○ 国際・国内インターンシップ	1	*	*							
専門科目（りんくうキャンパスで開講）	アカデミックイングリッシュ基礎	1	1								
	自然 科 学 特 論	1	1								
	統 計 学	1	1								
	動物構造機能学特別講義 A	1	*							隔年(2022,2024年度開講)、集中	
	動物構造機能学特別講義 B	1	*							隔年(2023,2025年度開講)、集中	
	獣医環境科学特別講義 A	1	*							隔年(2022,2024年度開講)、集中	
	獣医環境科学特別講義 B	1	*							隔年(2023,2025年度開講)、集中	
獣医環境科学コース科目	獣医臨床科学特別講義 A	1	*							隔年(2022,2024年度開講)、集中	
	獣医臨床科学特別講義 B	1	*							隔年(2023,2025年度開講)、集中	
	基礎微生物学特論	1	1								
	分子細菌学特論	1		1							
	分子ウイルス学特論	1		1							
	分子寄生虫・免疫学特論	1		1							
	感染症制御学特論	1			1						
	食品科学特論	1				1					
	生産獣医療学特論	1			1						

注1 科目名、配当期・配当年次は、変更されることがあるため、最新の時間割等を確認してください。

注2 配当年次及び1週の時間数の＊印は開講期を表します。

注3 科目の○印は専門科目における必修科目を表します。それ以外は選択科目を表します。

注4 備考の”集中”は集中講義を表します。

注5 所属する分野のコース科目を4単位以上修得する必要があります。

注6 獣医学研究科共通科目の選択科目から2単位以上修得する必要があります。

注7 他のコースの選択科目から2単位までを修了要件に含めることができます。

獣医臨床科学コース

科 目	単位数	配当年次及び1週の時間数								備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
獣医学研究科共通科目（必修科目）	○ 獣 医 科 学 演 習	1		1	1						
	○ 獣 医 科 学 ミ ニ レ ビ ュ ー	2			2						
	○ 獣 医 科 学 特 別 演 習 1	1	*								
	○ 獣 医 科 学 特 別 研 究 1	8	*	*	*	*					
	○ 獣 医 科 学 特 別 演 習 2	1			*						
	○ 獣 医 科 学 特 別 研 究 2	6			*	*	*	*			
	○ 獣 医 科 学 特 別 演 習 3	1					*	*			
	○ アカデミックイングリッシュアドバンス	1	1								
	○ 国際・国内インターンシップ	1	*	*							
専門科目（りんくうキャンパスで開講）	アカデミックイングリッシュ基礎	1	1								
	自 然 科 学 特 論	1	1								
	統 計 学	1	1								
	動物構造機能学特別講義 A	1	*							隔年(2022,2024年度開講)、集中	
	動物構造機能学特別講義 B	1	*							隔年(2023,2025年度開講)、集中	
	獣医環境科学特別講義 A	1	*							隔年(2022,2024年度開講)、集中	
	獣医環境科学特別講義 B	1	*							隔年(2023,2025年度開講)、集中	
	獣医臨床科学特別講義 A	1	*							隔年(2022,2024年度開講)、集中	
	獣医臨床科学特別講義 B	1	*							隔年(2023,2025年度開講)、集中	
獣医臨床科学コース科目	先 端 獣 医 外 科 学 特 論 1	1	1								
	先 端 獣 医 外 科 学 特 論 2	1		1							
	先 端 獣 医 臨 床 放 射 線 学 特 論	1		1							
	先 端 獣 医 内 科 学 特 論 1	1	1								
	先 端 獣 医 内 科 学 特 論 2	1			1						
	先 端 獣 医 内 科 学 特 論 3	1				1					
	生 産 獣 医 療 学 特 論	1			1						
	大 動 物 臨 床 学 特 論	1				1					
	伴 侶 動 物 診 療 学 特 論	3	*	*							

注1 科目名、配当期・配当年次は、変更されることがあるため、最新の時間割等を確認してください。

注2 配当年次及び1週の時間数の*印は開講期を表します。

注3 科目の○印は専門科目における必修科目を表します。それ以外は選択科目を表します。

注4 備考の”集中”は集中講義を表します。

注5 所属する分野のコース科目を4単位以上修得する必要があります。

注6 獣医学研究科共通科目の選択科目から2単位以上修得する必要があります。

注7 他のコースの選択科目から2単位までを修了要件に含めることができます。

III. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に 係る行動規範

令和3年12月8日制定

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「本学等」という。）は、本学等で行われる学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学等において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及び本学等における研究活動の支援等に携わるすべての構成員（以下「構成員」という。）に対し、学術研究活動及び学術研究活動の支援等を遂行する上で求められる行動規範を日本学術会議「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改定）に準拠してここに定める。

なお、この行動規範に言う研究者とは、学生を含めて、本学等において研究活動に携わるすべての者を指す。

第1章 研究者の責務

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究活動によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、こうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、社会に対して、自らが携わる学術研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客觀性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（学術研究の利用の両義性）

- 6 研究者は、自らの学術研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施並びに成果の公表及び説明にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を周到に計画して選択する。

（研究グループの代表者の責務）

- 7 研究グループの代表者は、以下の責務を有する。また、研究グループ内のすべての研究者に本規範を周知し、本規範を逸脱することなく公正な研究が遂行できるようにする。

- ・研究実施や論文等の執筆・投稿の際の直接的に必要な確認
- ・グループ内での確認体制の構築
- ・グループ内における研究データの適切な取扱いと管理
- ・グループ内の研究者が各自の能力を十分発揮できるような研究環境の整備

第2章 公正な研究

（研究活動）

- 8 研究者は、自らの学術研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを

徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、これに加担・隠ぺい等を行わない。さらに、研究の実施や論文等の執筆・投稿等にあたり研究者が本来果たすべき確認等を怠った場合は、故意性の有無にかかわらず、不正行為の責任を負うべきものと認定されうることを自覚する。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 9 研究者は、責任ある学術研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的かつ継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 10 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、個人情報の管理には細心の注意を払う。また、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 11 研究者は、他者の研究成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名譽や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

第3章 社会の中の学術研究

(社会との対話)

- 12 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 13 研究者は、公共の福祉に資することを目的として学術研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する助言)

- 14 研究者は、政策立案・決定者に対して助言を行う際には、その知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

第4章 法令遵守等及び本学等の責務

(法令等の遵守)

- 15 研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用等にあたっては、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(差別の排除とハラスメントの防止)

- 16 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・民族、性的指向・性自認、社会的身分、門地、思想・信条、宗教、障害等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

また、意図の有無にかかわらず、研究活動のなかでハラスメントが起こり得ることを認識して、その防止に努める。

(利益相反)

- 17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(環境・安全への配慮)

18 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（劇毒物、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物等）を取り扱う場合には、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(本学等の責務)

19 本学等は、以下の取り組みにより、研究の公正を確立・維持し不正を防止する管理・統括の責務を有する。

- ・ 研究倫理の確立
- ・ 研究者倫理の向上
- ・ 研究環境の整備
- ・ 研究におけるコンプライアンスの確立
- ・ 不正行為に対する適切な対応

(構成員の責務)

20 構成員は、研究者とともに本学等の研究活動の推進を担うという責任を自覚し、関係法令、本規範並びに本学等に適用される規程等を遵守し、本学等における研究活動の支援等を適切に行う責務を有する。また、研究の公正を実現し不正を防止するために必要な教育啓発に取り組む責務を有するとともに、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為に加担・隠ぺい等を行わない。

附則

1 この規範は、令和4年4月1日から施行する。

2 公立大学法人大阪定款附則第2項の規定に基づき、大阪府立大学及び大阪市立大学が存続する期間においては、この行動規範における「大阪公立大学」を「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」と読み替える。

大阪公立大学大学院 獣医学研究科

りんくうキャンパス事務所

TEL 072-463-5091(直通)

FAX 072-463-5093